

○医療型障害児入所施設 つくし園（障害児入所支援） 利用手続き

施設利用を希望されるときは、当センター医師が、施設での療育が必要と判断するなど以下の手続きが必要です。

○診察・面接

こども療育センター小児科診察、つくし園面接を行います。



○障害児施設給付支給申請

児童相談所（総合福祉相談所、敦賀児童相談所）に申請、面接を行います。

児童相談所に提出する書類

住民票謄本、市町民課税証明書、健康保険証の写し



○契約

つくし園入所が適当と判断、障害児施設給付支給決定が行われると契約し、利用が始まります。

○費用

施設を利用した費用の1割（福祉分・医療分）と洗濯代を負担していただきます。所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。受給者証を御確認ください。